

石川県雇用環境整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨の影響により、労働者の確保が困難と考えられる地域において、発災以降、当該地域に所在する事業所で新たに雇用する労働者のために宿舍（居宅の用に供する建造物又はその一部をいう。以下同じ。）の借上げ等を行った事業者（以下、「対象事業者」という。）が負担する経費について、予算の範囲内において、石川県雇用環境整備助成金（以下「助成金」という。）として交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象となる事業者は、以下のすべてを満たす者であることとする。

- (1) 令和6年1月1日時点で、輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町のいずれかに所在する事業所（以下、「対象事業所」という。）を有している事業者であること。
- (2) 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- (3) 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (4) 雇用保険の適用事業主であること。
- (5) 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- (7) 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- (8) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者でないこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (13) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- (15) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(対象要件)

第3条 以下のすべてを満たす場合を助成の対象とする。

- (1) 令和6年1月1日以降に、対象事業所において就労する労働者（以下、「対象労働者」という。）を新たに雇い入れるものであること。なお、令和6年1月1日時点で対象事業所に雇用されており、能登半島地震若しくは令和6年奥能登豪雨により雇用保険の特例措置による離職票の交付を受けた者（いわゆる、みなし離職者）または令和6年1月1日以降、能登半島地震若しくは令和6年奥能登豪雨により発災前に従事していた業務を継続して休業している労働者のいずれかに該当し、かつ対象事業所で再就労する者を含むものとする。
- (2) 対象労働者は、雇入れ当初より、一般被保険者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に定める一般被保険者）又は高年齢被保険者（雇用保険法第30条の2に定める高年齢被保険者）として雇用され、対象事業所において1年以上の雇用見込みがあると認められる者であること。
- (3) 対象事業者が、対象労働者の雇用環境整備のため、当該労働者が対象事業所に通勤可能な範囲（対象労働者が通勤のために普段使用する交通手段の所要時間が概ね1時間以内である範囲）の場所に立地する宿舍の借上げを行っていること。ただし、対象労働者が自らの名義で賃貸借契約を行い、当該契約にかかる費用について光熱水料その他これに類する経費等を除き、対象事業者が同費用を全額補填する場合を含む。
- (4) 支給申請日時点において、支出した賃借料が対象労働者1人あたり10万円以上であること。

(助成対象経費及び補助額)

第4条 助成対象経費及び助成額は、以下のとおりとする。

助成対象経費	対象労働者のため、対象事業者が支払った宿舍の賃借料（賃貸契約書において定められた賃借料）
助成額	対象労働者1名あたり10万円 1対象事業者あたり50万円（対象労働者5名分相当額）

- 2 本助成金の対象となる経費について、他の補助金等が支給される場合には、当該経費について、本要綱に定める対象経費としないものとする。

(助成金の交付申請等)

第5条 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、以下の申請書類を提出しなければならない。

- (1) 石川県雇用環境整備助成金支給申請書（様式第1号）
- (2) 支給要件確認申立書（様式第2号）
- (3) 石川県雇用環境整備助成金請求書（様式第3号）
- (4) 宿舍の借上げに係る賃貸契約書の写し
- (5) 宿舍の賃借料の支払が確認できる証拠証憑（領収書の写し、金融機関通帳の写し等）
証拠証憑は10万円以上の支払が確認できるよう、必要に応じて複数提出すること。
- (6) 対象事業所と対象労働者で締結した雇用契約書の写し

- (7) 対象労働者にかかる、申請日時点で有効な雇用保険被保険者証の写し
- 2 労働者が自ら宿舍の賃貸借契約を締結している場合は、前項に定める書類のほか、当該労働者による証明書（様式第4号）を提出しなければならない。
 - 3 助成金の支給にかかる申請期日は機構が別に定める日とする。
 - 4 申請者は、支給申請に要した経費を請求することはできない。

(助成金の額の確定等)

第6条 機構は、第5条第1号及び第2号に定める書類を受理したときは、その内容を審査し、支給決定通知書又は不支給決定通知書により申請を行った事業者（以下「申請者」という。）に通知する。

- 2 申請者は、前項に基づく支給決定通知書又は不支給決定通知書が到達した後に、支給申請を行った当該同一経費を含む新たな支給申請を行うことはできない。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、申請日から起算して10日以内であれば、申請を取り下げることができる。

- 2 申請者が前項の規定により助成金の支給申請を取り下げようとするときは、機構に対し支給申請取下げ届出書（様式第5号）をもって申し出なければならない。

(支給決定の取消し等)

第8条 機構は、次の各号に該当する場合には、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、法令、本要綱、募集要領又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合
- (2) 申請者が、偽りその他不正な行為により、本助成金を不正に受給した場合
- (3) その他機構が申請者の助成金受給について、不適當であると判断するに至る事由が判明した場合

(助成金の返還)

第9条 機構は、助成金の支給を受けた者に対し、前条により支給決定を取り消した場合は、期限を定めて、既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- 2 機構は、前項の助成金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の経理)

第10条 助成金の支給を受けた事業者は、支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第11条 機構は、本事業の適正を期すため必要があるときは、助成金の支給を受けようとするもしくは受けた事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(業務の執行)

第12条 本要綱第6条第1項、第8条、第9条及び第11条の業務については、機構職員のほか、県職員が自ら行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、助成金の支給に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。